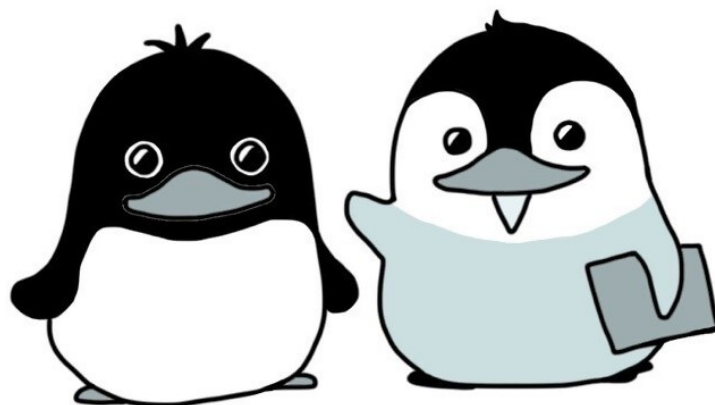


かまぐらし
鎌倉市

ほご
生活保護のしおり

～ 生活^{ほご}保護^{りよう}を利用される方へ ～



〒248-8686 かまぐらし おなり
鎌倉市御成町 18 番 10 号

かまぐらし ふくしじむしょ ふくしか
鎌倉市福祉事務所(生活福祉課)

0467-61-3972 (直 通)

0467-23-3000 (代 表)

0467-23-7505 (FAX)

seifuku@city.kamakura.kanagawa.jp

(月～金 午前8時30分～午後5時00分)

あなたの担当^{たんとう}ケースワーカーは_____です

1 生活保護の仕組み

生活保護で受けられる費用の種類

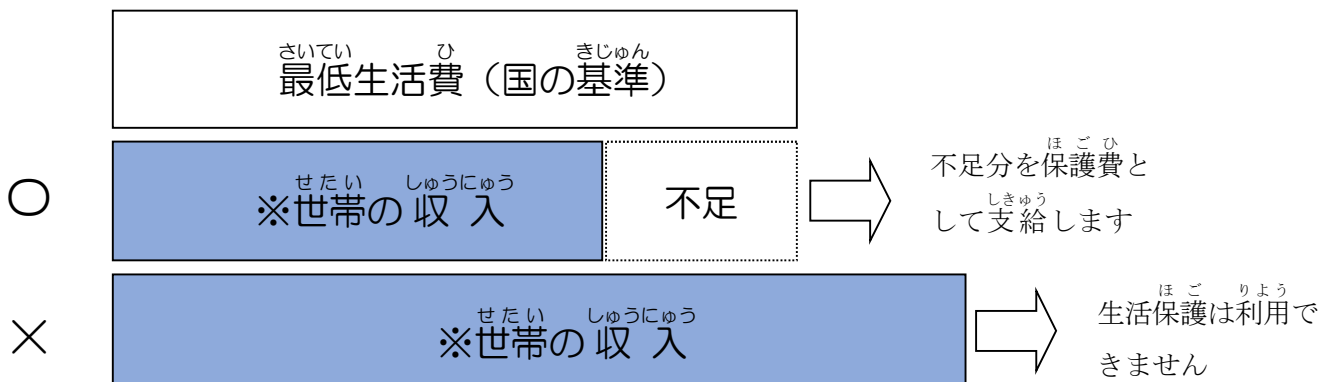
- 1 生活扶助・・・食費・光熱費・衣類代などに充てる費用
- 2 住宅扶助・・・家賃（更新料など含む）・地代などにあてる費用
- 3 教育扶助・・・小・中学校の学用品代・給食費にあてる費用
- 4 医療扶助・・・医療費にあてる費用
- 5 介護扶助・・・介護費にあてる費用
- 6 出産扶助・・・出産にあてる費用
- 7 生業扶助・・・就職支度・技能習得・高等学校の授業料などにあてる費用
- 8 葬祭扶助・・・葬祭にあてる費用



- ※ 転居指導：家賃が生活保護の基準額を超えている場合、転居していただくことがあります。
- ※ 加算：ひとり親家庭、児童養育者、障害児・者などの加算が付く場合があります。（加算要件があります。）
- ※ 一時扶助：被服費、入学準備金、家具什器費、期末一時扶助、転居費用、住宅維持費など一時的な保護費が支給される場合があります。

基準となる生活費

世帯員の人数や年齢、生活状況に応じて国の基準に基づく最低生活費が決まります。



- ※ 働いて得た収入から一定額が控除されます。また、高校生のアルバイト収入のうち、進学費用など、自立に必要なと認められれば、収入とみなしません。
- ※ お金に換えられる資産がある場合、資産の処分を優先して生活費にあてていただく場合があります。

2 権利と義務

権利

- ① 条件を満たせば、誰でも生活保護を利用できます。
- ② 保護費や保護の物品に税金がかけられたり、差し押さえられ、また、正当な理由なく保護費が減らされたり、保護が受けられなくなったりすることはありません。
- ③ 生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、福祉事務所が決めた保護の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算し3か月以内に、所定の手続きをすることで、県知事に対して審査請求をすることができます。

義務

- ① 自分の生活をより良くするために努力する
働ける方は、その能力に応じて働いて収入を得るよう努めてください。病気やけががある方は、病院を受診し治療してください。そして、計画的な支出などより良い生活が送れるよう努めてください。
 - ② 保護費を支給目的のために使う
家賃、給食や教材などは、それぞれの目的のために使い、滞納しないようにしてください。
 - ③ 届け出の義務を守る
申し出や申告などに基づいて生活保護費を決めます。世帯員の状況に変化があった場合は、速やかに届け出てください。詳しくは「3 届け出が必要なもの」をご確認ください。
 - ④ 指導または指示に従う
資産を処分する。援助を申し出ている扶養義務者の援助を受ける、利用できる生活保護以外の制度等の利用など、福祉事務所の指導や指示に従ってください。
 - ⑤ 保護費の返還
次のような場合、収入の中から既に支給された保護費（医療費等現物で支給されたものを含む）の全部又は一部を返してください。
 - ・不動産や自動車などの資産を処分し収入を得たとき
 - ・加入していた生命保険の保険金又は解約返戻金などを受けとったとき
 - ・保護の申請後に、過去にさかのぼって年金や手当、保証金などを得たとき
 - ・保護の変更により、決まった保護費より多くの保護費を支給されていたとき
- ※ 返還金は、福祉事務所と協議の上、「保護金品等を返還金の納入に充てる旨の申出書」を提出いただく事で、保護金品等を支払いに充てることができます。

3 届け出が必要なもの

生活状況が変わったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず事前に報告してください。

世帯状況が変わったとき（例）

- ・住所が変わるとき（転居については必ず事前に相談をしてください。）
- ・出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など、家族に変化があるとき
- ・障害者手帳や障害年金の取得・喪失・更新・変更があるとき
- ・仕事を始める、辞める、勤務条件が変わるとき
- ・健康保険の資格の取得や喪失があるとき
- ・自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得・喪失・更新するとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をするとき
- ・家賃・地代が変更されるとき
- ・その他生活状況に大きな変化があるとき

収入が変わったとき（例）

あらゆる収入の申告が必要です。収入がない、収入に変更がない場合も12か月ごとに収入申告が必要です。なお、求職活動をしている方は、収入の有無に関わらず、毎月収入申告が必要です。

- ・年金などの公的手当があるとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があるとき
- ・交通事故の慰謝料、保証金などがあるとき
- ・債務整理による過払金があるとき
- ・不動産など資産を売却するとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があるとき



資産の申告

世帯の資産（現金、預金、動産、不動産）について、12か月ごとの資産申告書の提出が必要です。なお、申告内容によっては、資産を証明する資料の確認が必要となり、必要に応じて関係先へ調査を行います。

4 控除

収入申告を適正に行えば、収入からの控除（収入から除かれる）や、収入としない扱いを受けられることがあります。

就労収入に対する控除

就労収入	基礎控除	就労している場合、給与所得額に応じて一定金額が控除されます。
	未成年者控除	未成年者が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
	その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

収入と認定されないもの

高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学・専門学校の入学金など、早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定されません。

その他、自立に必要と認められれば、収入として認定しないことができる場合がありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

5 保護受給中に注意すること

（１）事実を偽ったり、隠したりして不正に保護を受けた場合は、支給した保護費を返していただきます。（支給した金額の４割を上限に上乗せすることがあります。）また、悪質な場合には、詐欺罪などで処罰されることがあります。

※ 福祉事務所と協議の上、徴収金の支払いに保護金品等を充てることができます。

（２）福祉事務所が行う文書による指導・指示に正当な理由なく従わない場合は、保護の変更や停止・廃止をすることがあります。

（３）資産状況・健康状況などを調べるための調査や検診命令に従わない場合は、保護の変更や停止・廃止をすることがあります。

（４）保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。

（５）交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者が原因で医療や介護サービスを受けた場合、自分の過失の大小にかかわらず、届け出てください。

（６）暴力団員は、保護の要件を満たさないため、保護は適用されません。

6 病院の受診

病院へ行く前に

通院の際には、必ず病院名と日にちを連絡してください。病院から処方箋をもらい、薬局で薬を受け取るときにも連絡してください。



病院に行くときに

生活保護の利用中は、受給証を発行します。病院や薬局の受付で提示してください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していた人

生活保護を受けると、国民健康保険や後期高齢者医療制度の資格を失い、いずれの制度も使えません。

国民健康保険以外の人

健康保険（会社の保険など）は生活保護を受けていても使えます。通院の際、窓口でマイナンバーカード（マイナ保険証）、資格確認書、有効期限内の健康保険証の何れかを提示してください。

その他の注意点

- （１）できるだけ近くの病院を受診してください。
- （２）交通費がかかるときは「保護変更申請書（移送費）」を提出してください。
- （３）同じ病気で、複数の病院を受診することはできません。
- （４）お薬手帳は必ず一冊にしてください。
- （５）入院や退院又は転院したとき、治療が終わったときは必ず連絡してください。
- （６）福祉事務所が休みのときは、病院に受給証を提示し、休み明けに必ず連絡してください。
- （７）医師からメガネやコルセットが必要と言われた場合は、事前に担当ケースワーカーに相談してください。
- （８）薬が処方された際には、一つの薬局を利用し、原則ジェネリック医薬品を利用してください。

7 保護費の支給

- （１）保護費は毎月５日に支給します（５日が土・日・祝日のときはその直前の平日に支給）。
- （２）毎月の保護費は原則、口座振込で支給します。
- （３）アパートの契約更新料や通学定期券代など、臨時で必要になる一時的な保護費は、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時に支給することができます。

8 生活保護受給中の支援

就労支援

担当ケースワーカー、就労支援員、ハローワークの就労支援ナビゲーターが連携してお仕事を探す支援を行っています。詳しくは担当ケースワーカーにお尋ねください。

健康管理支援

生活保護を受給している方の健康や生活の質の向上等を目的として、保健師による健康診査・保健指導・健康診断の勧奨・生活習慣病の重症化予防・医療受診の適正化等の支援を行います。

9 その他

生活保護を受給してる方は、公共料金などが免除になりますのでお申し出ください。

免除（無料）になるもの

- 国民年金保険料
- 所得税、市県民税等の地方税
- し尿汲取り料
- NHK放送受信料
- 鎌倉市指定有料ごみ袋（配布します）

就労自立給付金

就労により生活が安定し、福祉事務所が保護を必要としなくなったと判断した場合、申請により、就労自立給付金の支給を受けることができます。詳しくは、担当ケースワーカーにお尋ねください。

※ 給付金を受ける権利は、保護廃止日より2年を経過したときに時効となります。

進学・就職準備給付金

保護利用中に、高等学校等を卒業し大学に進学する方は、進学・就職準備給付金の支給を受けることができます。詳しくは、担当ケースワーカーにお尋ねください。

※ 給付金を受ける権利は、2年を経過したときに時効となります。



さんこう ほごほうばっすい
(参考) 生活保護法抜粋

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関または福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

第 63 条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第 77 条の 2 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第 78 条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 (略)

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金又は進学準備給付金を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額を 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 (略)

法第 78 条の 2 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によって行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第 77 条の 2 第 1 項（中略）の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

「鎌倉市生活保護のしおり」説明確認書

生活保護利用中の権利・義務及び所定の手続等について説明を受け、了承しました。私と私の世帯員に関する次の事項について改めて説明を受けたので、□にチェックし署名します。

- ☐ 健康の保持・増進に努め、また、収入・支出などの生計の状況を知り、生活をよりよくするよう努めます。
- ☐ 生活保護法第61条に基づき、自分の世帯の収入について、福祉事務所に申告する義務があることの説明を受け、理解しました。
- ☐ 世帯主だけでなく、他に世帯員がいる場合、その者の収入（高校生などの未成年が就労（アルバイトを含む）して得た収入や無収入の場合も含む。）についても福祉事務所に申告します。
- ☐ 世帯の収入、支出、世帯の状況等に変動があった場合は、福祉事務所に速やかに申告します。
- ☐ 家賃や給食費、介護保険料など、生活保護により給付される各種支払いについては、正しく納付します。滞納がある場合等は代理納付を了承します。
- ☐ 保護の目的達成や決定実施のために福祉事務所が行う必要な指導・指示には従います。
- ☐ 事実を偽ったり隠したりして不正に保護を受けたときは、生活保護法第78条に基づき、不正に受けた保護費を全額返還します。（不正を受けようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる等「不実の申告」と福祉事務所に判断された場合も含む）
- ☐ 保護の返還が求められた場合は、速やかに返還します。
- ☐ 暴力団員は保護を適用されないことの説明を受けました。私と私の世帯員は、暴力団員ではありません。

年 月 日 （説明を受けた方）氏 名 _____

（説明した人）鎌倉市役所生活福祉課 _____